

# 災害時における応急対策業務に関する協定書

京 都 府 向 日 市  
京都府板硝子商工業協同組合

# 災害時における応急対策業務に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と京都府板硝子商工業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における板硝子設備等の応急復旧作業（以下「復旧作業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が管理する公共施設（以下、「公共施設」という。）の復旧作業のため、乙に協力を要請する必要が生じた際の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において緊急に復旧作業を行う必要があると認める場合、乙に対し、応援要請書（別記様式第 1 号）により協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要しやむを得ないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の場合に甲が乙に要請できる復旧作業は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の復旧作業に関すること
- (2) その他、甲が必要と認める復旧作業に関すること

## （復旧作業の協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請があったときは、特別の理由がある場合を除き、乙の構成員に指示し、復旧作業を行うものとする。

2 乙は、前項の復旧作業において、乙の構成員に対して本協定の内容を遵守させるものとする。

## （緊急交通路の規制除外への協力）

第 4 条 甲は、乙又は乙の構成員の車両が、京都府公安委員会が一般車両の通行を禁止し又は制限する緊急交通路の通行が可能となるよう、規制除外車両に関する届出に協力するものとする。

## （協力内容の報告）

第 5 条 乙は、復旧作業を実施したときは、甲に対し、隨時、その経過について報告するとともに、復旧作業を完了したときは、現場写真を添えて、次の事項について業務完了報告書（別記様式第 2 号）により報告しなければならない。

- (1) 復旧作業に従事した業者名及び人員数

- (2) 作業内容及び場所
- (3) 作業期間
- (4) その他必要事項

(費用負担)

第6条 第3条第1項の復旧作業に要した経費については、甲が負担するものとする。  
2 前項の経費は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(第三者に対する損害)

第7条 乙又は乙の構成員が、第3条第1項の復旧作業を行ったことにより第三者に損害を与えた場合は、明らかに甲の責任に起因する場合を除き、乙の負担において補償するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙又は乙の構成員が、第3条第1項の協力に従事したことにより死亡し、若しくは負傷し、又は協力に従事したことに起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き「向日市消防団員等公務災害補償条例」(昭和41年6月22日向日市条例第9号)の規定に準じてその損害を補償する。

- (1) 協力に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 他の制度等により補償を受ける場合
- (3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(防災活動への協力)

第9条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練
- (3) その他、甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(要請の伝達及び連絡責任者)

第10条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては向日市環境産業部防災安全課長、乙においては京都府板硝子商工業協同組合理事長をそれぞれ指定するものとする。

2 乙は災害時に備え、乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜相互に情報交換し、必要に応じて資料の提供を行うものとする。また甲及び乙は、災害時の被害を最小限に抑えるため、平時においても防災・減災の対策について協議・検討することとする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いづれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に1年間継続されたものとし、以降の期間満了時も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いづれか一方が解除日の30日前までに、文書により相手方に通知するものとする。

(その他)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年11月19日

甲 向日市寺戸町中野20番地

向日市長 安田 守

乙 京都市上京区下長者町通智恵光院東入  
西辰巳町106の1  
京都府板硝子商工業協同組合  
理事長 高島 延嘉

(別記様式第1号)

第 号  
年 月 日

京都府板硝子商工業協同組合

理事長 様

向日市長

### 災害時における板硝子設備等の応急復旧に係る応援要請書

災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

区分	内容
施設名	(所在地： )
要請内容	<input type="checkbox"/> 現況調査 <input type="checkbox"/> 応急修理 (備考)
その他応援に関して参考となる事項	

(別記様式第2号)

第 号  
年 月 日

向日市長様

京都府板硝子商工業協同組合  
理事長

### 災害時における板硝子設備等の応急復旧に係る業務完了報告書

災害時における応急対策業務に関する協定に基づく応援が、下記のとおり完了したので報告します。

記

区分	内容
復旧作業に従事した業者名及び人員数	業者名： 人員数：
作業内容及び場所	作業内容 (作業場所：)
作業期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他必要事項	